

事業者・状況	サービス種別	加算届期限	計画書期限
通常(年度共通)	<ul style="list-style-type: none"> ▪地域密着型サービス事業所 ※認知症対応型共同生活介護事業所 ▪介護予防・日常生活支援総合事業事業所 ▪居宅介護支援、介護予防支援事業所 	<p style="text-align: center;">前月15日 ※算定開始月1日</p>	前々月末
令和8年4月から新規算定・区分変更	<ul style="list-style-type: none"> ▪地域密着型サービス事業所 ▪介護予防・日常生活支援総合事業事業所 	4月15日	4月15日
令和8年5月に区分変更	<ul style="list-style-type: none"> ▪地域密着型サービス事業所 ※認知症対応型共同生活介護事業所 ▪介護予防・日常生活支援総合事業事業所 	<p style="text-align: center;">4月15日 ※5月1日</p>	4月15日
令和8年6月に区分変更	<ul style="list-style-type: none"> ▪地域密着型サービス事業所 ※認知症対応型共同生活介護事業所 ▪介護予防・日常生活支援総合事業事業所 	<p style="text-align: center;">5月15日 ※6月1日</p>	4月15日
令和8年6月から新規算定	<ul style="list-style-type: none"> ▪地域密着型サービス事業所 ▪介護予防・日常生活支援総合事業事業所 ▪居宅介護支援・介護予防支援事業所 	6月15日	6月15日
<p>留意事項</p> <p>○旧加算の加算Ⅰ→新加算の加算Ⅰイ、及び、旧加算の加算Ⅱ→新加算の加算Ⅱイの変更については継続扱い(継続算定)になりますので、体制届の提出は不要です。それ以外の区分変更はすべて体制届の提出が必要ですご注意ください。</p> <p>○複数事業所の計画書を一括で作成する場合、計画書は一番早い提出期限までに提出し、体制届は各期限までに提出してください。</p> <p>例1) 地域密着型通所介護事業所(4月に加算算定)と訪問介護事業所(4月に加算算定)を運営する事業者は、提出期限4月15日</p> <p>例2) 地域密着型通所介護事業所(4月に加算算定)と居宅介護支援事業所(6月から加算算定)を運営する事業者は、提出期限4月15日</p> <p>例3) 訪問看護(6月から加算算定)と居宅介護支援事業所(6月から加算算定)を運営する事業者は、提出期限6月15日</p> <p>例4) 居宅介護支援事業所(6月から加算算定)だけを運営する事業者は、提出期限6月15日</p> <p>例5) 訪問介護事業所(加算算定しない)と居宅介護支援事業所(6月から加算算定)を運営する事業者は、提出期限6月15日</p>			